

## 令和3年度 第1回 都市公園指定管理者評価委員会 会議概要

1. 日 時 令和3年8月20日（金曜日）午前10時00分から正午まで

2. 場 所 大阪府庁別館7階 都市計画室会議室

3. 出席者

柴田委員長、大藪委員、千葉委員、野村委員、坂口委員

（坂口委員・千葉委員はWebで出席）

4. 議題

- (1) 都市公園指定管理者評価委員会の進め方について
- (2) 評価項目や評価基準の設定について
- (3) 評価スケジュール等について
- (4) 表彰の実施について
- (5) その他

5. 主な議事内容

（◇：委員 ⇒：事務局）

(1) 都市公園指定管理者評価委員会の進め方について

- ・ 事務局より都市公園指定管理者評価委員会の進め方について説明
- ・ 了承

(2) 評価項目や評価基準の設定について

◇ 資料8-2のチェックリストについて「売上や営業収入が著しく減少していないか」、「借入依存度が高すぎないか」、などの項目の数字的な基準は決めなくてよいのか。指定管理者の自主的な判断で決めるものなのか。

⇒ 事業規模などが異なるので、明確な基準は設けていません。評価については、まず指定管理者が財務情報を自己評価し、それについて委員に相談の上、府が評価を決めています。

◇ 資料6-1（I）の府政策との整合について、今年はコロナの関係で応募時の提案が実施できないということになるかと思うが、項目はこのままとしておくのか。

⇒ 環境配慮や障がい者雇用等、コロナの影響を受けない項目については、応募時の提案について評価いただきたいです。また、イベント等についてはコロナの影響でできなかったものもあるが、代替手段を取って実施したものについては、その成果について評価いただきたいです。

◇ どこまでを労働災害とみなすのかという基準はあるか。通勤中の事故でも対象になるのか、また公園毎に空間構成が違うため事故の性質も異なるので、基準も同列にならないの

では。

⇒ 対象は指定管理者が自ら雇用している職員と指定管理者が外注している職員と考えています。昨年度、公園毎に平等に評価できるよう、事故の程度と安全管理の適切度に着目して一旦整理しましたが、ご指摘の点を踏まえもう少し整理させていただきます。

◇ 基準に基づき機械的に判定を決定するのではなく、本当にその判定で良いのかを議論をしたうえで決定した方が良いのかもしれない。

◇ 例えば労働災害部分の身体欠損があった場合などはかなり細かな基準があるが、全ての項目について同じように細かい基準が存在するのか。

⇒ 細かい評価基準をつくっているのはこの項目だけです。基本的には提案書や技術水準書に対し、それ以上のことを行ったのかどうかという点に着目して評価しますが、突発的に起こる労働災害についてはその基準が適用されないため、別途基準を設けています。

(3) 評価スケジュール等について

・ 評価委員の役割分担とスケジュール及び取組について説明

◇ 今後評価を進めるにあたり、役割分担以外の項目についても評価する必要がある場合は、事務局と相談し追加することはできるか。

⇒ 可能です。

◇ コロナの今後が読めないため、会議は例えば ZOOM を使って実施することは検討しているのか。

⇒ 今後、コロナの状況を踏まえながらウェブでの開催も検討していきます。

◇ 現地視察の際の資料は事前に送付があるのか。

⇒ 今年度から、事前に送付することとします。

(4) 表彰の実施について

・ 表彰の実施について説明

◇ コロナ禍における先進的な取組などを評価できるよう、今年コロナで対応した事項があれば、現地視察の際に説明頂けるよう指定管理者に伝えてほしい。

⇒ 了解しました。

(5) その他

・ 事務局より府営公園におけるコロナウイルスへの対応について説明

◇ 来場者数は、例年どおりなのか何割減となっているかというデータはもうできているのか。

⇒ データは取っていますが、まだ未集計です。後日、現地視察等でご説明させていただきます。